

東京都受動喫煙防止条例の制定に関し

飲食店事業者等が新宿駅周辺で集団行進を実施

6月1日に、東京都生活衛生同業組合連合会、東京都麻雀業協同組合、東京都たばこ商業協同組合連合会は、東京都受動喫煙防止条例の制定に関し、民間事業者の実情を訴え、条例案の見直しならびに慎重な検討を求めるため、新宿駅周辺にて、集団行進を実施いたしました。

飲食店やたばこ販売店等の関係者の他、映画監督の山本晋也氏にもご参加いただき、約200名で行進いたしました。

行進前には、飲食業7組合・麻雀組合・たばこ組合で、小池百合子都知事宛に、都条例に関する公開質問状を提出しました。

※行進動画については、YouTube にアップされております

<https://youtu.be/hDZdvfuEQKk>





東京都受動喫煙防止条例に対するコメント

2018 年 6 月 1 日

すぎやまこういち氏コメント

喫煙は飲酒と同じく一つの文化です。特に東京では、路上喫煙の規制が厳しいので、せめて飲食店では分煙を徹底し、すみ分けをすれば良いのではないのでしょうか。

また、加熱式たばこの扱いは、国の法案と同じにすべきです。東京都だけ国と異なる規制を導入すれば、混乱を招きます。

<プロフィール>

作曲家として CM 音楽、ポピュラーソング、アニメ、映画などの音楽を幅広く手掛ける。

人気ゲームソフト「ドラゴンクエスト」の音楽を 22 年間担当。

森永卓郎氏コメント

東京都の新しい喫煙規制条例は、三つの点で大きな問題があると思います。

一つ目は、非科学的だということです。学校の敷地内を全面禁煙とし、喫煙室の設置を不可としていますが、敷地内に喫煙室があっても子供たちへの影響はありません。

二つ目は、飲食店への経済影響です。厳しい条例が可決された場合、東京都の飲食組合の試算では約 2000 億円の売上が減少すると推定しています。「働く人を受動喫煙から守るため」と言われていますが、お店を守れなければ、従業員は守れません。

三つ目は、雇用機会の喪失です。従業員のいない飲食店のみを喫煙可能にすると、喫煙者の顧客を守るために従業員がリストラされてしまう可能性があります。雇用機会を奪うのは、基本的人権の侵害です。

<プロフィール>

経済アナリスト、獨協大学教授

専門分野はマクロ経済学、計量経済学、労働経済、教育計画。

以上

2018 年 6 月 1 日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都受動喫煙防止条例に関する公開質問状

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の条例骨子案については今後、都議会第二回定例会に提案され、審議が行われるものと認識しております。

我々中小事業者といたしましては、この間、知事への署名提出および要望を申し入れるとともに、その後も知事・当局に対し、多くの質問等も行っておりましたが、明確な回答もなく、不透明かつ不安が多々あります。

については、改めて、以下の質問を提出いたしますので、明確なご回答をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 受動喫煙防止対策における民間事業者とその取組に対する知事の認識

私どもは、日々、懸命に経営努力を続け、多くのお客様からご支援を頂き今まで営業を続けており、都民の皆さまの生活を豊かにするお手伝いをさせて頂いていると自負しております。

そして、ラグビーワールドカップ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた受動喫煙防止対策の充実は欠かせないと考えています。

そのために受動喫煙防止対策は、都や区市町村だけでなく、我々民間事業者もしっかりと連携して取り組むべき課題と考え、その対策の一翼を担うため、実際に東京都と連携して様々な取組みを進めているところです。

具体的には、店頭表示ステッカーの貼付活動、喫煙室の設置、ランチタイムや土日の全面禁煙、喫煙ルームと禁煙ルームによる分煙化など、各店舗の施設面と経営面、お客様のニーズ等を踏まえ、できる限りの対応を進めています。

特に、都内では、各区市町による路上禁煙が様々な形で展開されているため、ご来店されたお客様が、喫煙される方もされない方も、店内で楽しい時間を過ごしていただくにはどうしたら良いか、各店舗が知恵を絞っているのが現状です。

さて、知事は今年 4 月 20 日、都庁内の記者会見で、受動喫煙防止対策の条例骨子案を発表され、その際に、この条例が施行されれば、都内飲食店の 84%が規制対象になると発言されました。

受動喫煙の重要性と店舗経営上の制約との間で、各飲食店が、大きい店舗、小さい店舗それぞれが厳しい経営状況の中、懸命に対策に取り組んでいる矢先に、突然 84%、つまり、殆どの店舗を、まさに問答無用で規制しようとする知事の姿勢には大きく驚き、また、強い不信感を抱いています。

知事は、事前の説明も一切ない中で、9割近い事業者を規制することがこの条例の成果であるようにPRされていました。そこでお伺いします。

質問1)

知事は、受動喫煙防止を考える上で、我々民間事業者のことを、対策を共に進める協力者ではなく、単なる規制対象とお考えなのでしょうか。協力者とのご認識であれば、何故、このような重大な発表の前にご相談いただけなかったのでしょうか。発表した後になって意見交換を行っていただいても、この不信感をぬぐい去ることはできません。

質問2)

また、これまで、都内各地で展開している、我々民間事業者による自発的な受動喫煙防止の取組み、更には都自らが実施してきた分煙補助事業による店舗改装等について、知事はどのように認識されているのでしょうか。

2. 従業員を守るということについて

知事は、この記者会見で、条例案の基本的理念の一つが、「従業員を守る」ということであると発言されていました。

少子高齢化が進み、人手不足が深刻化する中、従業員は経営を支える貴重な仲間たちであり、お客様を大事にすると同時に、従業員を守り育てていくことは、我々民間事業者が今一番力を注いでいることです。そのことと受動喫煙防止がどのような関係にあるのか、全く理解できません。

知事もご存じの通り、酒類の提供を伴う店舗などでは、都会の喧騒の中、たばこを吸われるお客様がいらっしゃるのが実態であり、お客さまも、そうしたお店の雰囲気求めてご来店されていますし、働いている方についても、そうした職場環境をご承知の上で従業員になられています。

私たちが思う、従業員を守るとは、こうしたお店の雰囲気を守り、お客様にお越しいただき、営業を継続し、少しでも給与等の労働条件を改善していくことであると確信しております。

また、これも当然のことですが、従業員の方はご自分の意思で働くお店を選択しており、どうしてもたばこの煙が我慢できない方は、初めからそうしたお店で働かないか、より働きやすいお店に転職されているものと考えています。

こうした現実を顧みないで、我々のお店で働く従業員は東京都に守られないと受動喫煙の被害者になると言わんばかりの知事の発言には、到底承服できません。そこでお伺いします。

質問 3)

東京都は、従業員を誰から守るというお考えなのでしょうか。

質問 4)

行き過ぎた喫煙規制で各店舗の業績が悪化し、雇用継続が困難になり、結果として従業員を守れなくなった場合のことについては、どのようにお考えなのでしょうか。

3. 条例への信頼を担保する具体的な仕組みについて

条例骨子案がこのまま施行された場合、喫煙専用室が実質的に設置できない店舗は禁煙にするしかなく、お店の経営を支えていただいている、いわゆる常連のお客様にどのようにご理解ご協力いただけるのか、今から頭を悩ませております。

我々が、こうした厳しい条件を共に乗り越えていくには、全ての店舗が条例を遵守することが絶対に必要です。つまり、条例が公平・公正に実施され、罰則によってその実効性が確実に保たれていくことが必要不可欠です。

条例骨子案では、飲食店はもとより、各種店舗や事務所など都内全ての施設が、施設面積の大小にかかわらず全面禁煙となり、喫煙していただく場合には、店内に喫煙専用室を設置することが義務付けられます。同時に、従業員がいない飲食店に限り店舗全体を喫煙もしくは禁煙にするか選択できる特例が設けられています。

今回、都内全域でこの条例の適用を受ける飲食店、カラオケ店、麻雀店、パチンコ店、事務所、事業所の数は、どのような規模になるのでしょうか。そして、都は各店舗の受動喫煙対策実施状況をどのように検証していかれるのでしょうか。特に、従業員がいない店舗の特例を受けるお店の実態はどのように検証していくのでしょうか。そうした小さなお店では、普段は親族が手伝い、繁忙期はアルバイトを従業員として雇用するなど、その雇用実態は様々であると同時に日々変化しているため、継続的な実態把握が欠かせないと考えます。

都内で条例の対象となる店舗等の規模を考えたとき、特例も含め、条例が正しく運用されているか否かを、どなたが、どのように検証されるのか肝心なところがはっきりしません。そこで伺います。

質問 5)

条例の運用状況は誰が、どのように検証し、条例の実効性はどのように担保していくのでしょうか。

質問6)

特に、小規模飲食店において「従業員が一人もいない」ということを、誰がどのように検証し、その後、変動していく雇用実態をどのように継続的に把握していくのでしょうか。

4. 都内の受動喫煙防止対策の現状を踏まえた対策について

都内の受動喫煙防止対策は、これまで、区市町村による屋外禁煙の取組みと我々民間事業者による自主的な屋内禁煙の取組みによって進んでまいりました。現在、多くの店舗がそれぞれの営業形態や店舗の広さ、客室の形状、来店するお客様の喫煙実態などを踏まえ、知恵を絞って対策を実施しています。

現在、喫煙者のマナーも良くなり、都内では歩きタバコは殆ど目にすることはなくなりました。多くの店舗では分煙化や、ランチタイム・土日の禁煙なども進み、タバコの煙が路上や店内に充満しているという状況は殆ど見られなくなっています。これには、いわゆるタバコ離れも大きな要因になっていると考えております。

これからの受動喫煙防止の取組みは、都内のこうした現状を踏まえつつ、タバコを吸う方も吸わない方も共に納得いただけるものにしていくべきと考えております。

特に、東京には狭隘な場所に多くの店舗がひしめく地域もあり、屋外禁煙が先行する中で、さらに屋内禁煙を進める際には、そうした地域で営業している店舗の状況や、お越しいただくお客様の実態に則した対応をしていただきたいと考えております。

我々事業者にとりましては、タバコを吸う方も吸わない方もどちらも大切なお客様です。屋外禁煙が先行する東京において、店内の喫煙を一律に規制してしまうと、タバコを吸うお客様がくつろいでいただける場所が無くなってしまわないかと危惧しております。

我々は、前述の通り、受動喫煙防止対策の重要性は十分理解し、様々な対策を進めてまいりますが、日々、お客様と接している者として、是非とも、喫煙者、非喫煙者の方々、双方が折り合える、合理的かつ納得性のある対策の実現をお願いいたします。そこでお伺いします。

質問7)

タバコは課税対象の嗜好品として国内で販売されており、各個人が自らの意思で喫煙・禁煙を決めています。そして、東京では区市町村による屋外禁煙が先行しており、屋外での喫煙を原則自由としている外国の諸都市とは大きく喫煙環境が異なっています。

また、喫煙マナーについても一部マナーの悪い方がいるのは否めませんが、総じて大きく向上しています。こうした日本のたばこ制度と東京の特徴そして喫煙の実態を踏まえ、全て都条例で決めてしまうのではなく、一律の対応では括り切れないところについては、事業者とお客様に選択の余地を残していただくことも必要と考えますが、知事は、如何お考えでしょうか。

5. 国法との整合性、都条例制定の合理的理由について

受動喫煙防止対策については、現在、国において健康増進法の一部改正に関する法律案が既に閣議決定されています。

そのような中、国と同一の目的において、都条例によって法律よりも強度な規制を行おうとする場合には、それに相応する合理性、ならびに、東京都における特段の必要性が存在してこそ一定の適合性が生じるものと考えます。そこでお問い合わせします。

質問 8)

国と同様の目的達成を目指す中、今回、国の改正法案よりも、都独自の条例でより強度な規制を行おうとする合理性、ならびに、特段の必要性、とりわけ、他県と東京都の違いも含め、どのような有事の実態があるのか等、明確なご回答をお願いします。

知事におかれましては、大変お忙しいところであるとは存じますが、上記質問 1～8 について、文書での回答を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、回答については、別紙のとおり、各団体宛に送付いただきますようお願い申し上げます。

東京都鰯商生活衛生同業組合
東京都麺類生活衛生同業組合
東京都中華料理生活衛生同業組合
東京都社交飲食業生活衛生同業組合
東京都料理生活衛生同業組合
東京都飲食業生活衛生同業組合
東京都喫茶飲食生活衛生同業組合
東京都麻雀業協同組合
東京都たばこ商業協同組合連合会

以上

【回答送付先】

東京都鮎商生活衛生同業組合

〒104-0045 中央区築地 5-2-1 中央卸売市場内

TEL : 03-3541-8337

東京都麺類生活衛生同業組合

〒101-0051 千代田区神田神保町 2-4

TEL:03-3262-5206

東京都中華料理生活衛生同業組合

〒110-0003 台東区根岸 1-1-17

TEL:03-3872-0811

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

〒160-0023 新宿区西新宿 7-10-12 KKDビル 501

TEL:03-3369-0121

東京都料理生活衛生同業組合

〒103-0001 中央区日本橋小伝馬町 17-14 日本橋 S&S ビル 4F (B) 号室

TEL:03-6661-6342

東京都飲食業生活衛生同業組合

〒104-0045 中央区築地 2-7-12 15 三京ビル 501

TEL:03-3541-6619

東京都喫茶飲食生活衛生同業組合

〒110-0003 台東区根岸 1-6-12-801

TEL : 03-5603-1011

東京都麻雀業協同組合

〒101-0024 千代田区神田和泉町 1-8-2-301

TEL : 03-5829-6342

東京都たばこ商業協同組合連合会

〒105-0014 港区芝 3-2-12

TEL : 03-3453-6346